

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

土居委員長 | ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開きます。
本日は議会のデジタル化について御協議いただくため、お集まりをいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

1. オンライン委員会運営要領案について

土居委員長 | まず、1. オンライン委員会運営要領案についてであります。
資料1を御覧ください。前回の小委員会において、オンライン委員会運営要領策定における検討事項について、各会派に持ち帰って御検討いただき、意見を集約していただくこととしておりました。5つの項目がありますので、それぞれの項目について、各会派において集約いただいた御意見を発言願います。
一つずつ順番に確認してまいりますのでお願いいたします。
それでは1つ目の項目、オンライン出席を認める事由について御発言をいただきたいと思えます。まず自民党、お願いします。

金岡委員 | いろいろと話をしましたが、事務局案でいこうという話であります。

土居委員長 | 事務局案ということは、育児又は介護のため、出席が困難である場合ということに記載という方向ですね。
それでは共産党、お願いします。

岡田(芳)委員 | 事務局案で結構ですけども、いずれにしても運用しながら、改善すべきところは改善していったらどうかということです。
育児については、言葉の規定、どの辺で線引きをしたらいいのかと。育児に限らずですけども、いずれにしても始めていかなければ前に進まないの、やりながらよりよいものにしていったらいいのではないかという議論をいたしました。

土居委員長 | 分かりました。県民の会。

田所委員 | おおむね皆様と同じでございまして、先ほども出ましたけどもやっぱり育児のところの定義とか判断をどうするかってのは、運用しながらになってくるのかないうところで意見はありました。事務局案でよろしいかと思えます。

土居委員長 | 一燈立志の会。

大石委員 | 時代の流れから、この育児・介護というのも必要だろうということで事務局案でということになっております。

土居委員長 | それでは、公明党

西森(雅)副委員長 | 公明党は、いろいろ議論しまして、ちょっと事務局案とは違うというか、この育児・介護に関して、これを入れるかどうかということに関してですけども、当然将

来的にはその方向だろうと考えておるんですけども、今の段階で、この「危機に強い」というデジタルの推進ということ考えたとき、大規模災害、感染症のまん延以外のものを入れるかどうかということに関して、まず、育児・介護できる状況を整えていくことのほうが先ではないか、そういう議論もありました。

例えば、本当にその育児・介護ができない状況が、実際にどこまでなのかというのがやっぱり明確な部分が非常に難しい。個人の判断でそれを委ねていいのか。ある面では、大規模災害とか感染症のまん延というのも全体的なことになるわけですけども、育児・介護というのは個人的な事由ということになってくるんだろうと思っております。育児もそうですけども、特に介護の状況が、例えば預けられる状況があるのに、個人の判断として、そこを育児があるから、介護があるからということで、出席を認めていいのかということです。その前に、やっぱりその育児・介護ができる状況を整えていくことのほうが、まずは大事じゃないか。だから、将来的にはどうするかっていうところは当然議論していかないといけないですけども、今の段階でここまで入れるということに関しては、ちょっとどうかなという部分があります。

どこまで、育児の預けられる状況があるのかなのか。地域によっても、やっぱり違ってくるとは思うんですけども、その線引きが非常に難しい部分が出てくる。そこまできっちりと決めて、そしたら育児・介護に関しても入れるという方向にするのかどうか、これもうちょっと議論をしなければならないのではないかなというふうに思います。どこまでの状況であれば、自分が育児・介護としての欠席が認められて、オンラインでの参加ができるのかという、その議論を一緒しておかなければ、個人の判断で、本当は何とか預けられる状況であるとか、また、介護で応援をしていただける状況がある中で、個人の判断に委ねていいのかっていうところでもあります。

土居委員長

公明党から、具体的な話があったんですが、今の意見を踏まえて何か御意見ありますか。

岡田(芳)委員

我々の会派でもそういう議論がありまして、確かに線引きっていうか、どこで区切るのかっていうのは非常に難しいと。これ委員長の決裁というか、任せることになるのかどうかとか、いろいろ議論はありました。ただ、やってみないと分からない部分も確かにあるし、どこに重点を置くかということもあって、なかなか線引き難しいねという議論はし、その上でいずれにしても始めてみなければ分からない部分があるので、事務局案でということの議論はしました。確かに、西森副委員長が言われたように難しいところがあると思います。この辺の判断をどうしていくのかということだと思います。

西森(雅)副委員長

やるということであれば、その線引きというのはやっぱりしておかないと。都度都度の委員長の判断ということで本当にいいのかということだと思います。本当は、保育所なんかに預けられる状況があるのに、育児だからということで休んで、オンラインでの出席がいいのかどうか、どう線引きをしておくのかっていうのを明確にしておかないといけないと思います。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

土居委員長

はい、御意見いただきました。懸念事項についての御指摘ということですが。運営要領につきましては、必要に応じて随時加えることもできますし、修正をかけていくことができるものですので、これぐらい公明党、共産党から、懸念事項についての御指摘があったんで、どうですかね、載せなければならないというようなところがある、そういう状況でなければ、それは御意見を踏まえて、今回先送りということでもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

金岡委員

そういう形で、きちっと線引きをとすることはよく分かるんで、事務局がどういう想定をされてるのかというのは、ちょっとこの文言の中で分かりにくいんですが。想定、あるいは、委員長の判断でこれ任せられるのか。そこら辺をやっぱり明確にする必要はあるんじゃないだろうかと思っておりますので、考える時間をとったほうがいいと私は考えます。

西森(雅)副委員長

まずは大規模災害、また感染症のまん延というところでの基準で、この育児・介護に関しては実際、委員長が判断ということであったとしても、そしたら判断できるものをどこまで委員長が持ち合わせているのか。その人の置かれている環境の中での介護・育児、施設等に委ねていくということが委員長の判断ができる材料としてあるのかどうかという。

土居委員長

今回先送りしたといたしましても、県全体が女性活躍であるとか、子育て支援とかいうことで大きく旗振り中ですので、もうちょっと検討を深めて、それからでも、遅くはないんだろうと思っておりますので、これにつきましては、具体的な育児とか。

田所委員

今のお話の中で、やっぱりどこの会派もそうですけども、事務局案に賛成のところもやっぱりこの辺難しいよねっていうのが共通しているんで、もう一度議論を深めていくってのは賛成です。前回の説明のときに、31議会のうち8つが導入しているというところで、3分の1以下じゃなかったかな。やっぱりこのことに関してはできるだけ入れる方向も含めて、先ほど委員長もおっしゃってましたけど、今はこの時代ですから検討していくということが大事であろうかと思っております。31議会中8つしか入れてないということは、この辺の議論がやっぱりなかなか落としどころとか着陸できなかったのかなというのは想定できるので、この文章だけじゃちょっと分からないので他の導入しているところが、例えばどういう判断基準というか、スキーム、経緯、そういうところを置いてやってるのかという予備情報をいただけたらありがたいなと思っております。

西森(雅)副委員長

そういう方向でお願いできればと思うんですけど。それとあわせてこれはデジタル化とは関係ない部分になるかもしれないですけども、冒頭言いましたように、我々議会はそういった預けられる環境整備をやっぱり議会人として進めていく。本来であれば、県内どこにいてもそういう状況がつくれていて、預けて参加できるという形が一番やっぱり望ましい形なのかなとは思っておりますので、その辺り、議会でも育児・介護がしっかりとできる社会環境、そういうものを整えていくことも大事なのかなとは思っております。

- 榎尾委員 委員として言わせていただきたいんですけども、本当に議論をもう少しという私はやっぱり妊娠、出産で、特に授乳期というか、決まっていない、また体調も変わっていく時期に、こういう一文があるというのは、これから若い女性議員が来たときに議員をしながら、こうやって出産もできるんだっていう一つの応援の言葉にもなるっていうのも分かりつつ、さっきおっしゃったみたいに、やはり委員会っていうのは出席して、意見していくものっていうのもすごく思います。そういった本当は預けれるのっていう状況も出てくるっていうのもすごく分かりますので、これからやっぱり、妊娠、出産とか育児をしていく若い女性が出てくる、また議会活動がしっかりできるためにも、確かにもう少し議論が必要だなと思いました。
- 西森(雅)副委員長 例えば授乳なんかにしても、そういった議員が出てきたときに、議会の中でそういうスペースをつくっていただとか、預けられる人を構えていただとか、そういうところなんかの議論も必要なんだろうと思いますね。
- 土居委員長 分かりました。議会改革と言いますか、全体的に、それも含めて、オンライン委員会におきましては、ちょっとまた別の場所での議論になろうかと思うんですがそういう御意見もありますので。ただ、方向性としては、これからちょっと検討を深めていくということで、今回は具体的な育児・介護のため会議に出席することが困難である場合は除いてということで構いませんか。
- 大石委員 それで構いませんが、その上でちょっと確認なんですけれども、この「(3) その他特別の事由」という項目自体は残すという認識でよろしいですか。育児・介護という文言は載せないけれども、項目は残すと。
- 飯田政策調査課長 資料の4ページを御覧ください。前回改正しました委員会条例の中で、要領第2条に書いてあります大きな項目、「大規模な災害の発生」、「感染症のまん延」、及び「その他特別な事由」によってということで、この3点を条例の中にうたいこんでおります。「その他特別な事由」としましては、予見することが困難な緊急事案が発生した場合を想定しておりますので、「その他特別な事由」については残させていただきたいと考えております。
- 大石委員 残す中で、先ほど課長から「予見することが困難な緊急事態が発生した場合とする」だけ残すというお話がありました。手前のところ「育児又は介護のため会議に出席することが困難である場合」を、例えば、「その他特別な事由のため会議に出席することが困難である場合」というふうに変えるかどうかというところがあると思うんです。要は「その特別な理由がある場合」と、「想像できないことが起こった場合」とは別の話なので、その前段も全部省いちゃうのかどうかという議論をしないといけない。それと前段の入れる場合に、「その他特別な事由」の中に、今言った育児・介護というのが文言としてはここに書き込まれてはいたんですけども、もしどうしても物理的に育児や介護でできないという場合に、委員長に相談できる余地があるのかどうかということは、はっきりさせたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

飯田政策調査課長	他県の事例を見ましたところ、今の御意見がございましたように、「特別な事由」を委員長の判断に委ねてしまうところが出てきます。そのため高知県の委員会運営要領を考える際に、やはり「特別な事由」には、できるだけ具体的な事例を書き込んでおくのがいいのではないかと考えて、今回明確に育児・介護を入れるかどうかということをお協議いただきたいと考えておりました。そのため、現在、事務局が考えておりますのは、育児・介護が今回は将来的な課題として検討していくということであれば、予見することが困難な緊急事案のみにしてはどうかとは考えておりますが、御意見をいただきたいところでございます。
土居委員長	(3)として、「予見することが困難な緊急事案が発生した場合」ということを書くという。
飯田政策調査課長	そこは書いておきたいと思っております。
大石委員	私の意見ですけど、物理的に育児や介護以外にもいろんな事象って発生する可能性があると思うんですね。だからそういう余地を残しておくことも大事なことじゃないかと思ったり、そのために我々はある種、信頼をして委員長を選挙で選んでるわけですから、委員長の裁量が大きくなるからといって、おかしいという判断自体は、おかしいんじゃないかなと思います。予知できないことでも、いろんな事象が出てきて物理的になかなか難しいとなった場合に認めてあげる余地、それは残したらいいんじゃないかというのが私の意見です。
岡田委員	私の会派でもそうで、最終的には委員長の判断になるんじゃないかなと。委員長自身が判断基準がどうかというのはあるけども、できるだけ参加をさせていただくというような形の上で、委員長の判断にも最終的には任せるしかないんじゃないかと議論にはなっております。
大石委員	そもそも法というのは、いろんな予測できない事態があつて。だからこそ先例集があつたりとか、委員長がどんな判断してとかつていうことが前例になっていくという場合もあるので。我々、信頼して選挙で委員長を選ぶわけですから、委員長の判断の裁量が大きくなっても私は何ら問題ないというふうに思います。
金岡委員	そもそもが委員会条例とか地方自治法とかいろんな法令の中でも、議会は議長判断が極めて重要になって、委員会というのは委員長判断が極めて重要になってきておるので、その中で、オンライン会議をやる、やらんというような話の前に、委員会という形がありますので、そこでは、委員長判断というのが極めて重要視されている。これは、その中に入ってくるというふうに考えれば、委員長判断という形がいいのではないかと私は思いますけど。
土居委員長	各会派から御意見あったんですが、文言としては、先ほど課長が言った「予見することが困難な緊急事案が発生した場合」ということでもいいですか。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

大石委員	これはこれでいいんですけど、繰り返しになりますけど、この育児又は介護のためというのを具体的に載せないということであれば、これを省いて、「その他特別の事由のため会議に出席することが困難な場合」ということを入れたらどうか。
土居委員長	いろいろちょっと提案があったんですが、今ちょっとこの場で完成版を決めるとするのはちょっと難しくなってきたかと思うんですが。
飯田政策調査課長	それでは、他県の欠席事由等を参考にしまして、「(3)のその他特別の事由」のところにつきましては、「予見することが困難な緊急事案が発生した場合やその他特に必要があると認める場合とする」というような書き方でいくということでしょうか。
大石委員	私はよろしいんですけど皆さんがどうか。
岡田(芳)委員	いいと思います。
土居委員長	最後に、これまた整理して
金岡委員	それを基本にして、文言きちっと整理していただければいいと思いますので、よろしくをお願いします。
土居委員長	取りあえずこの1番目のところは意見が出たということで、次に行きたいと思えます。 それでは次に2つ目の項目。オンライン出席委員の責務について。御発言をお願いします。まず、自民党。
金岡委員	責務についても、この事務局案でよろしいんじゃないかというふうに考えております。
土居委員長	次、共産党。
岡田(芳)委員	私どもも、事務局案でいいと思います。
土居委員長	県民の会
田所委員	私どもも同じでよろしいかと思えます。
土居委員長	一燈立志の会。
大石委員	同じです。
土居委員長	公明党

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

西森(雅)副委員長	これでいいと思います。一つだけ。画面に映るわけで、そのときの背景だとか、そういうのをどう考えたらいいか。
土居委員長	背景についての考え、事務局。ありますか。
飯田政策調査課長	特に住宅のいろいろな環境があると思います。他者が入り込んでいないことが前提になっておりますので、背景につきましては、特段検討はしておりません。
西森(雅)副委員長	「委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること」とありますが、関係ない映像、背景としてどんなものなのか。音声が入り込まないというのも家でやっても、いきなり近所に救急車なんか、そういったことに気をつけながらということで。背景に関しても特段規制を、今は背景も消せるじゃないですか。そういうのでやるだとか、そこまで決めるかどうかというところもあるわけですけども。
土居委員長	最初も言いましたが、やりながら細かいところはまた詰めていくというやり方もあります。とりあえず運営要領をまず策定しなければなりませんので、最初の段階としてこの事務局案ということでよろしいんじゃないかと思いますが、細かいところはまた。
大石委員	質問なんですけど、もともと育児又は介護で出席できないっていうのを入ったじゃないですか。その育児・介護でどうしても本会議に来れないっていうのは、近くで育児並びに介護をしないといけないという状況だと思うんですけども、その場合でも同じ部屋にいたら駄目だということですよ、これ読むと。
飯田政策調査課長	資料2ページの1.の案の下に中点で書いておりますけれども、全国都道府県議会議長会（以下、「全議」という。）の見解としましては、乳幼児や介護が必要な方を第三者に預け委員会、審査に参加できる状況というのは、その場にはいない、どうしてもそちらに目が行くとかいうことではなく、もう審議に集中できる状況にしておくということですので、想定としては、近くに赤ちゃんを置いてという想定は全議としてはしていないという見解でした。
金岡委員	映像に関して言えば、私の後ろに、〇〇後援会って貼っていいのかわかっていうようなことがありますので、そこは良識の範囲ということになると思いますけれども。
土居委員長	まずは、個々の良識の範囲内ということで。
金岡委員	良識の範囲内ということで、きちっとやるべきだとは思いますがけれども。
飯田政策調査課長	一応オンライン会議はズームを使う予定をしておりますので、ズームの機能の中には、背景をぼかす機能もあるということを知っておりますので、そういったことも活用しながらできればと思っております。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

土居委員長	委員会に関係ないものはぼかしてくれと、そこはもう皆さんの良識の範囲内でお願ひしたいと思ひます。では2番のオンライン委員の責務についてにつきましては事務局案のとおりでよろしいですね。
	(了 承)
土居委員長	では3番、委員長のオンライン出席の取扱いについて、御発言をお願いいたします。まず、自民党。
金岡委員	これも、事務局案どおりでよろしいかというふうに思ひます。
土居委員長	次に共産党。
岡田(芳)委員	私ども事務局案でいいと思ひます。
土居委員長	県民の会
田所委員	同じです。
土居委員長	一燈立志の会。
大石委員	同じです。
土居委員長	公明党。
西森(雅)副委員長	同じです。
土居委員長	意見が一致いたしました。ただいまの項目につきましては事務局案のとおりということをお願いしたいと思ひます。 次に、4番の表決方法について、御発言を願ひます。自民党。
金岡委員	これも、事務局案のほかにはなかなかやりにくいのではないのかと思ひますので、このとおりでいいと思ひます。
土居委員長	共産党。
岡田(芳)委員	事務局案でいいと思ひます。
土居委員長	県民の会
田所委員	同じです。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

土居委員長	一燈立志の会、
大石委員	同じです。
土居委員長	公明党。
西森(雅)副委員長	これはこのままで。
土居委員長	ほかに御意見はないですか。
	(な し)
土居委員長	ないようです。では、この項目につきましては事務局案のとおりとさせていただきたいと思います。
土居委員長	次に、5つ目の項目、委員会に関する申合せ等に添えない場合の取扱いについて、御発言を願います。自民党。
金岡委員	これも、事務局案どおりです。要するに先ほど申し上げましたとおり、委員長裁量というものを極めて大きいものだと思いますし、そういうふうなたてり、法律になってると思いますので、事務局案のとおりでいいと思います。
土居委員長	はい、次、共産党。
岡田(芳)委員	私も事務局案でいいと思います。
土居委員長	県民の会。
田所委員	事務局案でよろしいかと。
土居委員長	一燈立志の会。
大石委員	同じです。
土居委員長	公明党。
西森(雅)副委員長	今度は委員長の裁量に委ねるとこの「裁量」という言葉が引かかるんですね。「裁量」というと、約束事の中で進んでいっている、その中での判断に委ねるっていうことであれば分かりますけど、「裁量」となると、約束事を超えたイメージをちょっと持ってしまうんで、ここは「裁量」というよりも、委員長の「判断」に委ねるといふ形のほうがいいのかなと。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

土居委員長	公明党から御意見がありました。これにつきまして、皆さんありますか。裁量と判断、どういうふうに言葉を使うか。事務局は何かありますか。
飯田政策調査課長	委員会の運営要領の中で、他県の要領の中には、こういった委員長に判断を委ねる条項というものがありませんでしたので、事務局のほうで考えさせていただきました。ただ、議会の規定の中でも「裁量」という言葉を使っているものがないので、少し違和感が出てきたのかなと思っておりますので、皆さんの御意見をいただいた上で「判断」という言葉に変えることについては、支障は全然ございません。
土居委員長	特に「裁量」にしなければならないという御意見がないようであれば、副委員長のほうから懸念ありましたので、特に問題はないかと思えます。ただの文言の印象的なものではあるかと思えますが、「判断」というふうに書き換えても構いませんか。 (了 承)
土居委員長	それでは、この点につきましては、「裁量」を「判断」という文言に修正をお願いしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。 (了 承)
土居委員長	それでは、ただいまの御意見等を反映して策定することとなりますオンライン委員会運営要領案について、事務局から説明をお願いします。
飯田政策調査課長	それでは4ページのオンライン委員会運営要領案について御説明させていただきます。まずマーカーの箇所は、ただいま御決定いただきました5つの検討項目に係る部分でございます。それ以外の部分につきましては、既に御決定いただいている事項や、事務的な手順について規定する部分となっております。 このオンライン委員会運営要領案は、第1条の趣旨に書いてありますとおり、オンライン委員会の運営に関して必要な事項を定めるものでございます。 第2条は、オンライン出席を認める事由を規定することとしておりまして、12月定例会で改正いただきました委員会条例の内容を反映しまして、1つ目として、大規模な災害の発生、2つ目として、感染症のまん延、そして3つ目として、その他特別な事由として、先ほどお決めいただきましたとおり、育児・介護については将来的な課題として今回は見送ることとし、「予見することが困難な緊急事案が発生した場合やその他やむを得ない事由が発生した場合」というような文言にしまして新たに書き換えた案を、会が終わった後、委員の皆様にお配りさせていただきたいと思えます。 第3条は、オンライン出席の手続としまして、オンライン出席しようとする委員が委員長に申請をし、委員長が許可した上で、他の委員にもこの委員会はオンライン開催であるという旨の連絡をする規定としております。 第4条は、先ほどお決めいただきましたオンライン出席委員の責務を、総務省の

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

通知に基づきまして、お決めいただいたとおり規定していきます。

第5条も同じく、先ほどお決めいただいたとおり規定させていただきたいと考えております。

第6条につきましては、通信障害が発生したときの取扱いとしまして、映像又は音声の通信障害が発生した場合は、当該委員は離席したものとみなす旨を規定しようとしております。

第7条は、先ほどお決めいただきました表決方法について規定をいたします。

第8条は、秩序保持に関する措置としまして、委員会条例第20条第2項の規定には、委員長が委員を退場させる場合が規定されております。そういった場合、オンラインでは、回線を遮断することによって、退場という措置を行うことを規定しようとするものでございます。

最後の第9条は、先ほどお決めいただきました委員会に関する申合せ等に添えない場合の取扱いとしまして、「委員長の判断に委ねるものとする」というふうに規定をさせていただきたいと考えております。

以上、先ほど御決定いただいた5つの項目を反映しましたオンライン委員会運営要領案につきましては、内容を御確認いただいた上で、次回の小委員会で最終案として御決定させていただきたいと考えております。なお、本日会議が終わりました後、今日の内容を反映させた最終版の委員会運営要領案を、委員の皆様にはお配りさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

土居委員長

はい、ありがとうございました。先ほどの議論を踏まえて、運営要領案がこの後皆様のお手元に提示されます。

西森(雅)副委員長

ここの中に、服装に関して何か規程みたいなものがありましたですかね。

飯田政策調査課長

服装につきましては、これまでの小委員会でも大石委員から、取扱いについて決めておく必要があるという御意見をいただきましたので、第9条の補足のところで服装も委員会に関する議運等の申合せ事項でございますので、こういった場合に添えないときには委員長に申し出て、委員長の判断を得るという形にしております。

西森(雅)副委員長

ありがとうございます。

土居委員長

それでは、ほかに御意見はありませんか。

(なし)

土居委員長

ないようですので、御提示いただいたものを各会派に持ち帰っていただきまして次回の小委員会で御決定いただくということで、御了承いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

土居委員長

では、そのようにさせていただきます。

2. 議会に係る手続のオンライン化について

土居委員長

続きまして、次第の2. 議会に係る手続のオンライン化についてであります。まず、(1) 高知県議会会議規則等の一部改正について、事務局に説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは、会議規則等の改正について御説明させていただきます。

7ページの資料2を御覧ください。今回の会議規則等の改正につきましては、資料の表題にありますとおり、議会に係る手続のオンライン化を進めるため、地方自治法の改正をきっかけとして、改正等を行おうとするものでございます。

まずはその背景、理由等の全体像について御説明をさせていただきます。行政機関は、様々な法律、税関係なら地方税法、医療関係なら医療法、農林水産分野、教育、警察、それぞれ個別に関係法令があり、そうした法律に規定された手続を行っております。こうした手続の規定の多くは、紙を前提とした規定になっております。この法令に規定されている紙を前提とした行政機関手続をオンラインで行えるよう、資料7ページ左側の現状欄の上の丸にありますように、デジタル手続法、正式名称は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律という長い名称ですが、この法律が制定されており、個別の法律改正を行うことなく行政機関に対する申請の手続、行政機関が行う処分通知等の手続、いずれもデジタル、オンラインでも行うことができるようにされております。つまり、個別の法律で規定されている行政機関手続は、デジタル手続法の網がかぶさっていることにより、運用面の準備は整っていないことからまだ実際行っていないものもございしますが、既に法律上はオンラインで行うことが可能な状態となっております。また、資料に記載ございませんが、行政機関手続、法律ではなく、それぞれの条例で定めているものもたくさんございます。このため、各行政機関、高知県でもそうですが、デジタル手続法の条例版を制定して、個別条例で書面を前提として手続を定めていても、デジタルで行えるよう整備して、行政機関の全ての手続のオンライン化ができるよう、法律を整理しているところでございます。

ところが、現状欄の2つ目の丸、地方議会は、このデジタル手続法に規定する行政機関から除かれており、例えば、地方議会に対する請願書の提出や、地方議会から国会に対する意見書など、オンラインでは行うことが法的にできません。なお、重ねて申し上げますと、地方自治法などが、デジタル手続法の対象外となっているものではございません。地方自治法の中でも、手続の一方が、行政機関の場合は、オンラインによる手続が可能でございます。右の図が、こうした制限をイメージした図でございます。図の左端、行政機関にはデジタル手続法の網がかかっておりますので、住民から行政機関への申請や逆に、行政機関から住民への通知はオンラインでも可能となっております。その右の表、住民から請願書の提出は、国会や地方議会ともデジタル手続法から除外されており、法律上、オンラインでは行うことができません。その右、地方議会からの意見書提出では、各省庁、行政機関への提出についてはオンライン化が可能ですが、国会と地方議会の関係では、いずれもデジタル手続法に含まれておりませんので、オンラ

インはできません。なお、先ほど申しましたが、法律上可能となっても、実際、オンラインでの受付を行っているかどうかは別でございまして、この意見書の提出、法律上、省庁宛ては可能となっておりますが、各省庁ともオンラインによる受付の方法等をまだ定めてなく、書面での受付のみであり、本議会も文書で提出をしているところでございます。次に右端、議員と議長、あるいは議会についても、もちろんデジタル手続法がかぶさっておりませんので、法律上、オンライン化ができません。

こうした状況を踏まえまして、左の真ん中の囲みの上の丸にありますとおり、一昨年、地方制度調査会から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とするべきだとの答申がなされたところです。この答申を受けまして、真ん中の囲みの下の丸、昨年、議会の手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部改正が可決、成立をしたところです。住民と議会、議会と議員の関係などにおいても、手続がオンラインでできるよう法律が改正されたところです。

こうした一連の流れを受けまして、一番下の囲み、地方議会では調査会の答申や改正地方自治法の施行（本年4月1日）これらを踏まえ、会議規則や条例などで書面を前提としている手続について検討することが求められております。

このため、右側下の囲み、対応案ですが、本県議会でも、議会のデジタル化を推進していくとの基本方針を定めておりますので、改正法の施行に合わせ、今度の2月定例会において、必要な条例や規則の改正などを行うこととしてはどうか考えたところです。

それでは、その改正の概要につきまして御説明させていただきます。資料8ページを御覧ください。左端、議会における手続をその根拠ごとに分けて記載しております。

まず、一番上、手続のうち、デジタル手続法の対象となる手続、つまり、相手方が行政機関となる手続がございまして、これにつきましては、右に行きまして、今回の改正にかかわらず、引き続きデジタル手続法の対象としてオンライン化が可能でございます。

次に、2段目の網かけの欄、法令に基づく手続についてです。先ほど申しました地方議会が関わる手続のうち、行政機関が関係しない規定がある法律は地方自治法のみですので、地方自治法に基づく手続と言わせていただきますが、地方自治法の手続のうち、行政機関が関わらない議会に係る各種手続につきましては、自治法の改正や会議規則等の改正での対応が必要となります。このうち地方自治法におきましては、先ほど申しましたとおり、昨年改正され今年の4月1日から施行されるところでございます。この改正により、オンライン化が可能になる手続につきましては、後ほど御説明させていただくこととして、その下、この地方自治法に基づく手続でございますが、その具体的な方法など会議規則などで規定している箇所がございます。このため、地方自治法がオンライン化を認めたとしても、その具体的手続を規定した会議規則が文書を前提としていますと、オンライン化を行えないこととなります。このため、会議規則を改正する必要が出てきております。

次に、網かけの下段、会議規則や条例等に基づく手続がございまして、議会の手続には、地方自治法だけでなく、議事に関する会議規則や委員会条例、そして議事に関する政務活動費に関する条例や資産公開に関する条例などに基づい

て行うものがございます。こうした規定もそれぞれ改正等する必要がございます。このように、地方自治法の改正施行に合わせて、本県のデジタル化を促進するために、会議規則等の改正を行おうとするものでございます。

その改正方法としましては、議事に関する会議規則と委員会条例についてはその一部の改正を、議事に関係しない条例に関しましては一括してデジタル化ができるよう、県のデジタル手続条例と同じく、通称ですが、議会デジタル手続条例を制定することとしております。

以上のような改正や新設条例で、どのような手続やオンライン化が行えるかといいますと、8ページ下の表が、今回の地方自治法改正によりオンラインが可能となる主な手続でございます。下から3つ目にある住民から議会の請願の提出など、こういった手続がオンライン可能となります。

次に、9ページ、こちらは会議関連の規定でございます。会議規則や委員会条例に関しまして、改正が必要となります規定を載せております。まず、①地方自治法の規定を受け、会議規則などの規定としまして、議員による議案の提出、請願書の提出といった規定がございます。請願書の提出は先ほど法律改正で行えるようになったと申しましたが、会議規則でその手続の具体を書いておりますがそこが文書を前提としておりますので、こちらの改正が必要となってきております。その右、②会議規則や条例でのみ規定している手続としましては、3つ目にある修正動議の提出、発言通告の提出といった規定がございます。こうした手続をオンライン化できるようにするため、会議規則の一部改正、委員会条例の一部改正を行うとするものでございます。

次に、会議関連以外の規定でございます。地方自治法の規定を受け、具体的に条例で規定しているものとして、政務活動費の収支報告書の提出について、法律をもとに、政務活動費交付条例で具体が規定されております。また、条例のみでの規定としまして、右側②、同じく政務活動費交付条例における会派の届出や、資産公開条例による報告書の提出、議会個人情報保護条例における開示決定通知といった手続がございます。こうした条例、議事関係の規則や条例以外に関しましては、個別に条例改正することなく一括条例の制定でデジタル化、オンライン化できるようにしたいと考えております。

以上のような、規則等の一部改正や新設条例の制定により、法令等に基づく議会に係る手続を全てオンライン化できるようにして、議会のデジタル化を推進していきたいと考えております。なお、この議会の手続に係るデジタル化の推進につきましては、本県のみでなく、全国同じ状況です。このため、全議において対応が議論されてきて、昨年秋、標準会議規則や標準委員会条例の改正案が定められたところです。基本的には、今回の改正案や新設条例案は、全議の定めたものをベースとして策定しております。ただし、今回の改正で直ちにオンラインで行えるようなものではなく、オンライン手続についての具体的なやり方などについては、議長が定めるとしており、今後、議長がやり方等を定めることで、オンライン化を行えるようになるものでございます。

このやり方等はまだ全議でも十分整理ができておりませんし、実際に行うとしたときのシステム整備等が必要でございますので、運用開始までは時間がかかると思いますが、法律の改正をしておけば、準備が整い次第開始することはできます。先日、ある県が全国調査を行ったところ、未定とするところも多数ある中、

議員も交えた協議なのか事務局段階か、検討具合のレベル差はあるかと思いますが、半数以上の都道府県が改正する方向であるとの回答でございました。つきましては全国の流れに取り残されないよう、準備を整えておく必要があると考えております。全体像につきましては、以上でございます。

次に資料10ページ御覧ください。先ほど、今回の規則改正案などは、全議の改正標準会議規則をベースにしていると申し上げましたが、その改正標準会議規則などへの対応の考え方でございます。

1の(1)標準会議規則の改正内容について、最初に御説明させていただきます。今回標準会議規則については、主として4つの観点から改正が行われています。①が、今回の大きな改正理由、手続のオンライン化への規定の追加です。②が、本会議の一般質問へのオンライン参加の規定の追加です。この点を少し御説明させていただきます。これまで、本会議への出席については法律事項で、出席とは、現にその場にいることとされているため、本会議へのオンライン会議の導入は認められないとの解釈がなされてきました。しかし質疑や採決については、法律に規定があり現にそこにいることが必要であるものの、一般質問は法律でなく、各議会の会議規則で行われているものである。よって、一般質問のオンライン実施は、会議規則の改正で対応可能であるとの新たな解釈が国から示されました。このため、全議の標準会議規則には、こうした一般質問のオンライン会議を取り入れる場合の規定が今回追加されております。

次の③と④は、小委員会の審議事項ではありませんので、参考として御説明させていただきますが、③は、会議時間の柔軟化、具体的には会議を開く時間について、災害が予測されるような場合は議長の通知で変更可能とするなど、④は、議員が病気などで議場につえなどを持ち込む際の、議長の許可制から議長への届出制への変更といった改正です。

こういった標準会議規則の改正に対する本県議会の規則への対応ですが、①手続のオンライン化への規定追加は早期に対応することとしており、理由としては先ほど申し上げた理由からです。次に②本会議での一般質問へのオンライン参加の規定追加です。これにつきましては今回改正せず、当面見送りとさせていただいており、理由としては大型モニターや放送設備といったハード整備が必要なこと、また、質疑はオンライン不可であり一般質問と質疑をあわせて行っている現在の方式の見直しが必要で、こういったハード面やルールづくりなどに時間を要することを考えますと、一定めどが立ってきたときに改正することで対応は可能と考えますので今回は見送りとさせていただいております。③と④につきましては、参考ですが特に支障は考えられませんので、今回のオンライン化に合わせて改正することとしております。

次に、11ページ、委員会条例についてでございますが、全議の標準委員会条例は3つの観点から改正されております。(1)の①が手続のオンライン化への対応、②がオンライン委員会開催への対応、③は小委員会の審議事項ではありませんが、委員会の公開原則の導入です。(2)として、これらへの対応ですが、①手続のオンライン化につきましては会議規則と同様、早期に対応、②オンライン会議開催に向けた規定整備は、12月定例会で改正済みです。③は参考ですが、委員会は実質的に本会議と同様、公開が原則となっておりますので、今回の改正に合わせて同じように改正することとしております。

こういった対応方針のもと、具体的な改正条文について御説明させていただきます。資料の12ページを御覧ください。まず会議規則でございます。(1)は手続オンライン化に関してです。第31条、第104条の2では、選挙の投票の効力の意義に係る決定書の交付や議員の資格決定に係る決定書の交付について、議長が詳細を定めるとともに、オンラインでも行うことができるよう、追加するものです。次に、第126条の2、この会議規則で、議会又は議長などに対して行われる通知のうち、文書等により行うことが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用できる規定を追加するもの。そして、第126条の3では、電磁的記録による文書作成等として、会議録など本規則において議会等が文書等を作成、保存することが規定されているものについて、議長が定めるところにより電磁的記録により行うことができるといった、デジタル化に向けての規定追加を行うものです。(2)と(3)は、オンライン化とは直接関係しませんので参考とさせていただきますが、(2)で、第9条、議会を開く会議時刻の変更の柔軟化です。議会の議決又は議長が会議に宣告することにより可能となっているところ、議長が会議に宣告することに変更が可能と改正し、加えて、災害発生時など、緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるとき、議長が議員に通知することにより、開議時刻を変更することができる規定を追加するものです。(3)は、第106条、携帯品の許可制から届出制への変更で、病気その他の理由により議場へ持ち込むことができるものについて、議長の許可制から届出制へと改正するものです。加えて、外とう、えり巻きといった文言を、コート、マフラーといった現代に照らした文言調整を行うものです。

次に、委員会条例です。まず(1)第22条、第26条、第27条が手続のオンライン化に関してです。公聴会において、あらかじめ文書でその理由等を申し出る必要があるものについて電子情報処理組織を使用する方法も可能とし、また、委員会の記録作成を、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができる規定を追加するなど、標準委員会条例に合わせ、本県においても手続のオンライン化への規定を追加改正するものです。(2)は、オンライン関係ではありませんので参考ですが、第16条、第17条、第20条が委員会公開の原則の導入です。委員会の傍聴について、委員長の許可を得た者が傍聴できるから、公開を原則と改正するものです。あわせまして秘密会や傍聴人への退場命令について、条の調整を行うものです。

14ページ以降は会議規則、委員会条例それぞれの新旧対照表ですので、説明は省略をさせていただきます。会議規則及び委員会条例の一部改正につきましての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

土居委員長

ありがとうございます。かなりのボリュームがあったんですけども、ただいまの説明につきまして御質問等がありましたらお願いいたします。

一見分かりにくかったかもしれませんが、要点はそんなに複雑ではなく、現在行政機関については、行政手続法により文書による手続はデジタルが可能であるそういう状況だったんですが、議会は対象外となっていたものが、このたびの地方自治法の改正、これが今年4月1日に施行される、それによりまして、議会のサイドでもその手続や事務がデジタル化が可能になるという状況になりました。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

- 今回の地方自治法改正だけで可能となる部分もあれば、そうではなくて地方自治法の下、会議規則であったり条例であったり、そういったことで規定しているものにつきましては、デジタル化の整合性を図っていくための文言の整理であったり改正であったり、あるいは条例の制定といったことをやりましょうということで構いませんよね。
- 吉岡議事課長 ありがとうございます。端的には委員長おっしゃるとおりでございます。
- 土居委員長 説明いただきまして、いずれにしても、各会派に持ち帰って、御検討いただきまして、次回の小委員会で決定という流れにはなります。今、御質問がありましたら。
- 西森(雅)副委員長 これ何をどう検討したらいいのかっていうのがちょっと。こういう形で整理をしていきますよということなんでそれでいいかという、そのところですかね。具体的な内容までということですかね。
- 吉岡議事課長 今回は、大きな器だけを改正しようというもので具体的手続は、まだ全国議長会のほうでも整理が十分できてなくて、これから検討、またこれは全国的にどこの議会も頭を悩ましているところでございますので、中身につきましてはこれからの検討事項かと考えております。
- 西森(雅)副委員長 そこはそしたら、会派の検討の中で、全く触れなくていい。今の状況がこうだけでも、今後こう変わって、法改正なんかがあって、こう変わるので、それに対していいかどうかという、そういう検討ということでもいいですか。
- 吉岡議事課長 こういった流れスキームでいいかということだけで、会派の中で検討いただければと思います。具体につきましては今検討されましても、答えもどこにもございませんので、申し訳ございません、その後でお願いしたいと思います。
- 金岡委員 要するに、標準会議規則と標準委員会条例は作られるわけですよ。それに応じて、高知県の会議規則、あるいは委員会条例を改正しますよと、こういうことでしょ。ですから、要するに標準会議規則、あるいは標準委員会条例が決まってきたらそれに合わせて改正していきましょうねということですよ。
- 吉岡議事課長 そのとおりでございます。今回の改正案も、標準に合わせておりますので。
- 金岡委員 ですから、それが出てきてから、高知県の会議規則あるいは委員会条例を具体的に示されるわけでしょ。
- 吉岡議事課長 失礼しました。もう標準は示されておまして、それに基づいて今回の改正案として出しております。
- 金岡委員 これ、当然議会で諮られるわけですから、委員会というよりも各会派で議事に

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

- 上げてくるものを検討するという事になっていくんじゃないですか。
- 吉岡議事課長 具体的には条例改正案を後ろに示しており、これを御検討ということで御理解いただければと思います。小委員会の中で決定いただいたら、議運へ上げて本会議へ上げてという手順を考えております。
- 金岡委員 ちょっと分かりにくいんですが、委員会条例の改正をこのデジタル小委員会で検討するということになるんですか。議運と同じだから構わないのか。
- 吉岡議事課長 手順を御説明しますと、小委員会の中でまずは御了承いただいて、それを議運本体に上げていきます。議運本体で御了承いただいたら、本会議に上げて改正という手順になります。
- 土居委員長 ほかにありませんでしょうか。
- 金岡委員 ちょっと気がかりで、「電磁的記録」というのが出てくるんですけど、これすごく違和感を感じるんですが。
- 新谷企画広報班長 法律用語ということで、国も「電磁的記録」という言葉で統一して、要は電子データ、あるいはサーバーとかに登録されている、まさに電磁的な記録になりますので、そういう用語の使い方をしております。
- 金岡委員 よく、それは分かっているんですけど、おそらくフロッピーディスクの名残じゃないかなと思われるので。電磁的というのはもうおそらく今ないんじゃないかと思いますが、法律用語ということで理解をしておきます。
- 大石委員 1点確認だけなんですけど、この傍聴の関係なんですけど、委員会の公開の原則のところ、実際ここで傍聴来的时候に、資料を渡してんじゃないですか。その傍聴人に対して、これは何で定められて配布しているものになるんですか。
- 吉岡議事課長 傍聴者への資料配布という形では今行っておらず、閲覧のみです。これは規定とかではなくて、情報提供という形、参考としてお見せをしております。
- 大石委員 そういう意味では特に規定があってやっってるわけではない、善意でやっってるってことですが、オンラインになった場合はどういう対応するんですか。
- 吉岡議事課長 オンラインになった場合は、後ろにありますようなモニターを準備して、それを見ていただくような形を想定しております。
- 大石委員 ということは現状でも特に書き込み、明文化してないということは、オンラインでも同じように扱う、何も規定せずいくということでもいいんですね手続上は。
- 吉岡議事課長 現在も書き込んでおりませんので、そのままよろしいかと考えております。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

岡田(芳)委員	関連して、そういう掲示するんだったら、議場内外にも掲示するということにもなりますか。
吉岡議事課長	本会議あるいは委員会の資料につきましては、ホームページにアップすることを想定しておりますので、いつでも誰でも見える状況にしたいと考えております。
西森(雅)副委員長	それはリアルタイムでということでしょうか。
吉岡議事課長	会議の始まる前を想定してまして、リアルタイムというか同時には見える状態にしたいと思いますが、データの登録のタイミングもありますので、実際やりながら、走りながらということになるかと思いますが、基本的には会議前にはアップしたいと考えております。
土居委員長	よろしいですね。はい、それでは、ただいま説明のありました会議規則と委員会条例の一部改正案につきましては、各会派に持ち帰り御検討いただき、次回の小委員会で御決定いただきたいと存じますので、お願いいたします。 次に(2)情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の制定について、事務局に説明させます。
福島総務課長	20ページの資料3をお開きください。情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例、通称、議会デジタル手続条例の制定について御説明いたします。 議会デジタル手続条例の制定の背景としましては、議会における手続のうち、議事等に係る手続のオンライン化に向けては、先ほど議事課長から御説明いたしましたとおり、会議規則や委員会条例を改正することにより対応しますが、議会には議事等に係る手続以外の手続もございますので、そのオンライン化についても対応する必要がございます。 2. 対象条例として、資料に記載しております政務活動費などの3条例が対象となります。 3. 対応案としまして、これらの条例をそれぞれ個別に改正し、手続のオンライン化を可能にする手法もありますが、記載のとおり、令和元年に施行した国の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律を受けまして、執行部は令和3年に県の条例に規定する手続を包括的にオンラインでも可能とする高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を施行しておりますことから、本県議会も令和6年4月の改正自治法の施行に合わせて、議会の3条例を包括的にオンラインでの手続を可能とする議会デジタル手続条例を制定し、対応しようとするものです。記載しておりませんが先ほど議事課長からもありましたとおり、この条例案については全議が総務省や全都道府県の意見を踏まえて作成した例を参考にしております。 4. 条例の主な内容としましては、議会に係る各種手続が時間的、地理的制約なくオンラインで行えるようになること、また、オンラインで行われた申請等の取扱いを書面等により行われたものとみなすというみなし規定、つまり、オンラインで

提出された場合も、各条例で規定している報告書や書面などで提出された場合と同等に取り扱うことなどを定めようとするものでございます。

5. オンライン化可能となる手続例として、この議会デジタル手続条例を制定することによって、オンラインでの申請が可能となる手続の例を挙げております。会派の結成届や資産等報告書等の提出などもあり、イメージしていただきやすいのではないのでしょうか。なおオンラインでも提出できるようになるのであって、オンラインでしなければならないというわけではありませんので御理解をお願いします。

その次のページ、6. 参考としまして、このたび改正されます地方自治法のうち政務活動費に関する条文を抜粋しております。第100条第15項の改正前後を見比べていただいたとおり、政務活動費の収支報告書の提出については書面だけではなく電磁的記録での報告も可能となります。なお法律の改正ですので、これまで説明させていただきました議会デジタル手続条例の制定の有無にかかわらず、オンラインでの提出が可能となるものです。

御説明いたしましたことについて、図で御覧いただきますと分かりやすいかと思っておりますので、手前の資料に戻っていただき、8ページをお開きください。8ページの上段の図の1番下に、デジタル手続条例の制定とございます。議会のオンライン化に向けた対応のうち、会議規則や委員会条例の改正で対応できない手続については、デジタル手続条例の制定により対応しようとするものです。例として、政務活動費に係る会派の届出などがあります。9ページの下段の図は、少しそれを掘り下げたものとなっております。

もとの資料にお戻りいただきまして、22ページをお開きください。22ページから25ページまでは条例案を載せております。先ほど申し上げましたとおりこの条例は現在、書面で行われている手続について、オンラインでも可能とするための条例として、細かい手続までは規定せず、主としてオンラインでの手続ができるようにすることを規定するものです。何分、読みづらい条文ですので、各条ごとにその条で規定しようとしております内容を簡単に記載させていただいておりますので、御検討いただく際の参考としていただければと存じます。第1条の下にも囲みで書いておりますように、各種手続が時間的、地理的な制約なくオンラインで行うようになることなど、各条ごとに読みにくい条文を端的に分かりやすく表現をしておりますので、御参考にしていただければと思います。

なお、この条例案は法務文書課におおむね見ていただいておりますが、細かい言い回しのところは確認中ですので、文言の微修正の可能性が有りますことは御了承いただきたいと思っております。また、条例の中には、議長が定めるという文言が合計20回以上出てきます。つまり、条例を定めただけでは、オンライン提出といってもメール、電子申請システムなど、どのような媒体で申請等を行うのか、いつの時点をもって申請等があったとみなすのか。また、オンラインになじまない、オンラインにすべきではないという手続があればそれを定めるなど、実際の手続に関しては条例の下につくる規程やマニュアル等で定める必要があると考えております。規程に関しては、近々、条例と同様、全議から案が示されることになっておりますので、規程の作成に当たっては内容を確認した上で、今後議員の皆様と協議を行い、具体的な手続を検討、作成していきたいと考えております。説明は以上でございます。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

土居委員長 ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。

(なし)

土居委員長 それでは、ただいま説明のありました条例の制定につきましても、各会派に持ち帰り御検討いただき、次回の小委員会で御決定いただきたいと思いますので、お願いいたします。

3. その他

土居委員長 次に、3.その他についてであります。

まず(1)ペーパーレス会議の試行1回目、12月議会でございますが、これを受けた振り返りについてであります。このことにつきまして、事務局に説明させていただきます。

吉岡議事課長 ペーパーレス会議をこの12月定例会から始めたところですが、事務局としましては、議員の皆様にご利用された感想などをお寄せいただき、改善できる点は改善してより使い勝手のよいようにしていきたいと考えております。このため、委員の皆様におかれましては、会派に戻られましてペーパーレス会議システムの利用に関しての議員の皆様のお意見を集約していただき、事務局にお伝えいただくようお願いいたします。いただきました御意見等につきましては、28ページの資料4に添付しておりますような振り返りシートに整理し、必要に応じて小委員会で御議論をお願いすることとさせていただきます。なお事務局に御意見をお寄せいただく際に、シートに整理していただかなくて結構でございます。2月定例会に反映できるものは反映していきたいと考えておりますので、取り急ぎ、2月9日金曜日までに集約した御意見を事務局にお寄せいただきますよう御協力をお願いいたします。この振り返りにつきましては、今後も継続して行っていきたいと考えておりますので、締切り日以降も引き続き、御意見の集約等に御協力をお願いいたします。以上でございます。

土居委員長 ありがとうございます。事務局から説明のありましたとおり、各会派において意見を集約し、2月9日までに事務局に意見を伝えるということで御了承願います。またせっかくの機会でございますので、委員の皆様から御意見がございましたらこの場で御発言を願います。

金岡委員 (ペーパーレス)会議のナンバーをテープでも作っていただければありがたいんですが。1番が〇〇委員会、2番が〇〇というふうに。7番まであるじゃないですか。

吉岡議事課長 これ、本県が独自に作っているものではないので、ベンダーになるので。

金岡委員 何かこう貼れるような紙でいいんですが。

R6. 1. 26 議会デジタル化検討小委員会

吉岡議事課長	分かりました。紙で貼っておくということですね。何か分かるものを準備するようにします。
金岡委員	1番が〇〇、2番が〇〇、3番が〇〇とか、いつも聞かないかん。
土居委員長	それ、もう固定されちゃうんですか。
吉岡議事課長	基本的には、もう固定になっておりますので。
土居委員長	では、お願いいたします。よろしいですか。
西森(雅)副委員長	ささいなことですけど、画面がちょっと光るんです。
吉岡議事課長	ちょっと検討してみます。今も画面にはフィルムを貼っておりますが光沢のあるものになってるかも分かりませんので、どのような対応できるのか検討させていただきたいと考えます。
田所委員	非常に使いやすいとは思ってるんですけど、例えばメモ機能とかも今すぐ使いにくかったりとか、すぐできなかったり、ここにも書いてますが、そういうのは意見を言えばカスタマイズしていけるもんなんですか。システム自体はこちらで作ってないでしょう。
新谷企画広報班長	システムですけど、ユーザーは高知県だけではなくて、全国かなりの数の都道府県が使っており、そういう中で要望を上げていくことは可能でございます。割と積極的にその要望に反映していただけるシステム会社ではあるんですけども、使い勝手が自分たちの思うような使い勝手になるのかどうかは、ベンダーと協議をしてみないと分からないことにはなります。
田所委員	はい、分かりました。
土居委員長	よろしいですか。 それでは、各会派において意見を集約し、2月9日までに事務局に意見を伝えることをお願いいたします。 次に(2)今後のスケジュールについて、事務局に説明させます。
吉岡議事課長	29ページ、資料5を御覧ください。年度末に向けまして、今後の小委員会スケジュール等について御説明させていただきます。なお、表の上の1月、2月、3月の下の15週とか、22週という表記は、それぞれ、15日の週、22日の週という週を表したものでございます。 まず、左端の項目番号1と2が、定例会の日程と議会運営委員会の日程でございます。そして3が、現在想定しております小委員会の開催日程案でございます。あくまで現段階の想定でございますので、実際の開催日時につきましては、その都度

必要に応じて、協議決定いただきます。

そして、その開催日にどういったことを協議していくのかを御説明いたしますとまず項目番号4番、本日御協議いただきましたオンライン委員会の運営要領案につきまして、想定では、招集告示のあります2月15日としておりますが、次回の小委員会で御決定をいただきたいと考えております。なお案について修正が必要となりました場合は、その次、2月21日、定例会の開会日に小委員会を開催し、修正案を御決定いただき、その後、議運本体に報告して、正式な議会としての御決定をいただきたいと考えております。また運営要領が決まりましたら、項目番号5番、実施マニュアルを策定してまいります。次年度以降になります。マニュアル案を事務局からお示しいたしますので御協議をお願いします。項目番号6番、議会の関係のオンライン化につきましては、本日御説明させていただきました条例や規則案などを、2月15日に想定しております次回の小委員会で各会派の御意見をいただき集約し決定いただく。なお、修正が必要となりました場合は、その次、2月21日、定例会の開会日に小委員会を開催し、案を御決定いただき、決定後、議運本体に報告、御決定の上、2月定例会に条例案を上程していきたいと考えております。なお先ほど説明が不十分で大変申し訳ございませんでしたが、この改正案、新旧対照表にある改正案を、会派で御協議してきていただきたいと考えております。次回にこの改正案に対する意見をいただきたいと考えております。そして、こちらにつきましても議長が決定しなければならない規定や、その他運用マニュアル等が必要ですので、来年度以降、準備が整い次第、事務局からお示しして、御協議いただくことといたします。最後項目番号8番ですが、振り返りにつきましては次回の小委員会で事務局が整理したものをお示しし、振り返りを行っていききたいと考えております。なお、この振り返りにつきましては、来年度以降もその都度都度、行っていききたいと考えております。事務局で想定しております年度末にかけてのスケジュールにつきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

土居委員長

ありがとうございます。スケジュールにつきまして、御質問はございませんでしょうか。

(なし)

土居委員長

それでは、今後のスケジュールにつきましては事務局からの説明のとおりで御了承願います。

最後に、その他で何かございませんでしょうか。

(なし)

土居委員長

ないようでしたら、私からちょっと御報告をさせていただきます。

先日、日経グローバル誌から議会デジタル化に関する取材依頼が議会にありまして、議長の指示で私に対応させていただきました。内容といたしましてはタブレット端末やペーパーレス会議の試行に当たっての、議員の反応とか評価についてお聞かせいただきたいといったものでございましたので、御報告をさせていただきます。

R6.1.26 議会デジタル化検討小委員会

それでは、協議事項は以上であります。次回の小委員会につきましては、先ほど事務局から説明がありましたが、2月15日、この日は招集告示の議運が予定されておりますので、その議運終了後、開催することとしてはと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

土居委員長

それではさよう決めます。

以上で本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。